

12月税務ニュース

税制改正など税務関連のニュースをお届けします。
できるだけ分かりやすく税金についてご紹介したいと思います。

法人税減税、復興増税及び国税通則法改正が成立

法人税減税、復興増税及び国税通則法改正が、民主党・自民党・公明党による修正合意を得て国会で成立しました。12月2日に交付され、一部規定を除き施行されています

【法人税減税】

■法人税率の引き下げ

	所得金額 年800万円以下	所得金額 年800万超
中小法人（資本金1億円以下）	15%（18%）	25.5%（30%）
中小法人以外の法人	25.5%（30%）	
公益法人・協同組合等	15%（18%）	19%（22%）

※平成24年4月1日以後開始事業年度より適用。（ ）は現行税率

なお平成23年度税制改正案のうち、所得税改正（給与所得控除の縮小等）や相続税改正（基礎控除の縮小等）は、見送られました

【復興増税】

東日本大震災の復興財源にあてるため、以下の3税を時限増税することになりました。

①所得税	平成25年1月～49年12月(25年間) …	所得税に対して2.1%の付加税
②法人税	平成24年4月～27年3月（3年間） …	法人税に対して10%の付加税
③個人住民税	平成26年6月～36年5月（10年間） …	均等割り 1,000円引き上げ

※②の法人税については、法人税率引き下げと合わせると、3年間は実質2%の減税となります。
なお、たばこ税の増税は見送られました。

【税務調査を強化させる国税通則法改正】

納税者権利憲章の制定を含めた国税通則法改正案が、民主党により提出されていましたが、自民党・公明党との3党協議の中で、税務調査を強化する内容に変質し成立しました。

- (主な内容)
- ①納税者権利憲章の制定は見送り
 - ②税務調査について、帳簿・書類等の提出を拒否した場合、
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科す
 - ③提出した帳簿を税務署内に留め置くことができる
 - ④税額の減額を求める更正の請求期間を1年→5年に延長するが、
税務署の増額更正処分も
3年→5年に延長とする。税務調査範囲も3年→5年に拡大